

「知的財産に関する方針」

国が、国家戦略として「知的財産立国」の実現を目指し、制度の整備や改革を進める中で、企業は、技術競争力を強化し、企業価値を高めるために、知的財産を重視した企業経営を推進している。

当社は、知的財産力の一層の向上を図る観点から、知的財産の創造・保護・活用及び知的財産に関するリスク軽減等に係る次の行動指針に基づき、知的財産戦略を着実に実践する。

行動指針

1. 知的財産をベースにした事業戦略及び研究開発戦略の推進

知的財産部門、事業部門及び研究開発部門が、一体となって知的財産の創造・保護・活用に取り組み、知的財産を核とした事業活動を推進する。

2. 戦略的な取得・管理体制の構築

各部門の責任と役割を明確化し、戦略的な知的財産の取得・管理を円滑に実施するための管理体制を構築する。また、これらを支える知的財産に係る人材の育成・確保を図る。

3. 戦略的な活用の推進

当社の事業の競争優位性や事業・研究開発に係る自由度等を確保し、知的財産を競争力の源泉として戦略的に活用する。

4. 知的財産に関するリスクマネジメントの徹底

企業経営に重大な影響を与える権利の侵害や被侵害、技術流出等の知的財産リスクを予防・軽減するために、あらゆるビジネスプロセスにおいてリスクマネジメントの徹底を図る。

5. グループ全体の知的財産力の向上

知的財産に関する制度整備や情報交換等を大成建設グループ全体で実施し、グループとしての知的財産力の向上を図る。

6. 知的財産の活用によるブランド価値の向上

当社のブランドを知的財産として適切に権利化し戦略的に活用することにより、

ブランド価値の向上を図る。

7. 所管

この方針の所管は、品質保証部とする。

2024年 4月 1日 制 定